

# 運 営 規 程

デ イ サ ー ビ ス  
み な み ま つ な が  
(介護予防相当通所事業)



(事業の目的)

第 1 条 この規程は、株式会社おがわ（以下「会社」という。）が設置運営する  
デイサービス みなみまつなが（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防相当  
通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び  
管理運営に関する事項を定め事業所で指定介護予防相当通所事業のサービス  
（以下「介護サービス」という。）の提供にあたる者（以下「従業者」という。）  
が、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な介護  
サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ  
自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の支援及び機能訓練を行うこと  
により、利用者の心身機能の維持回復並びに生活機能の維持・向上を目指す。  
2. 事業の実施にあたっては、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービスを  
提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。  
3. 事業所は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善  
を図るものとする。

(事業所の所在地・名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス みなみまつなが
- ② 所在地 広島県福山市南松永町2丁目17番13号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤・介護職員兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 1名以上（内1名常勤・専従）  
利用者及び家族に対し生活指導及び介護に関する相談及び援助を行う。  
利用者の心身の状況等を踏まえて介護サービス計画等の作成等を行う。  
居宅介護支援事業所等と連携し必要な調整を行う。
- ③ 介護職員 2名以上（常勤1名以上・内管理者兼務1名、非常勤1名以上）  
利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な支援を行う。
- ④ 機能訓練指導員 1名（常勤・専従1名）  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を維持・回復する  
ために必要な機能訓練を行う。
- ⑤ 看護職員 1名以上（非常勤）  
利用者の健康状態の確認や服薬の管理等を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月4日は休業とする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第 6 条 利用定員は1日18名とする。(地域密着型通所介護定員を含む)

(介護予防相当通所事業の内容)

第 7 条 事業の内容は、指定居宅介護支援事業者等の作成した介護予防サービス計画書等に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 日常生活上の世話・・・日常生活作業能力に応じて、必要な援助を行う。
  - ア 排泄の誘導
  - イ 移乗・移動の見守り・介助等その必要な身体の介助
- ② 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
  - ア 日常生活動作に関する訓練
  - イ レクリエーション
  - ウ 行事的活動
  - エ 体操
  - オ 筋力向上訓練
- ③ 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- ④ 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。
- ⑤ 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両による送迎を行う。
- ⑥ 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- ⑦ その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第 8 条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は市が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。
  - ① 食事の提供に要する費用 1日につき600円(おやつ代を含む)
  - ② 特別行事費として行事に係る相当な費用については、実費とする。
  - ③ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、実費とする。
  - ④ 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防相当通所事業に要した送迎の費用は通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり20円徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、福山市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ② 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- ③ 生活相談員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- ④ 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- ⑤ 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- ⑥ 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- ⑦ サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証の提示を行うこと。
- ⑧ 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 従業者は、介護サービスを実施中に、利用者に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2. 管理者は、防火管理者を選任する。
3. 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
4. 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回以上、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(利用契約)

第 13 条 事業者は、介護サービスの提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して介護予防相当通所事業利用契約書等の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理及び従業員等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意すること。又、従業員の健康診断については、雇用時と毎年1回以上定期的に実施する。

(秘密保持等)

第 15 条 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。ただし、管理者が業務上必要と認める場合、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスを提供する者等にも必要な情報を提供する。その場合には、事前に利用者及びその家族から書面による同意をもらうものとする。

2. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(介護サービス計画の作成等)

第 16 条 事業所は、第一号通所事業計画が立てられている場合は、その計画に基づいて利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの第一号通所事業計画を作成し利用者及び家族に説明する。

2. 事業所は、第一号通所事業計画に記載された介護サービスを実施、継続的なサービスの管理及び評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 17 条 事業所の従業員は、介護サービスを提供した際に、その提供日及び内容、当該介護サービスについて、必要な記録をサービスの提供記録(経過記録書)に記載するものとする。

(苦情処理)

第 18 条 事業所は、提供した介護予防相当通所事業に関する利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、担当者を1名置き解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第 19 条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

( 業務継続計画の策定等 )

- 第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「BCP」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  3. 事業所は、定期的に BCP の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。
  4. 感染症対策 事業所にける感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに結果を職員に周知し定期的に研修及び訓練を実施する。

( その他運営についての重要事項 )

- 第 22 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努めるものとする。
- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
  - ② 継続研修 年 2 回
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社おがわと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。